

# 鈴鹿市の環境

—鈴鹿市しあわせ環境基本条例に基づく平成24年度分報告書—

鈴鹿市環境部環境政策課

## はじめに

鈴鹿市は、鈴鹿山脈や伊勢湾に面する海岸、鈴鹿川、鎮守の森、里山など多様な自然に恵まれ、自然環境と調和した「緑の生産都市」として着実に発展してきました。しかしながら近年、社会経済活動の拡大や都市化、生活様式の変化などに伴って環境問題は多岐にわたり、従来の環境行政の枠組みだけでは対応しきれない問題が顕在化してきています。そこで本市ではこのような問題に対する取組みとして平成11年6月に「鈴鹿市しあわせ環境基本条例」を施行、平成13年3月に「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」を策定しました。その後、平成24年3月にこれまでの計画を見直し、新たに『豊かな環境のまち 鈴鹿 子どもたちにつなぐ持続可能な社会をめざして』という目標環境像を設定し、市民・事業者・市の三者が連携と協働を深めながら、目標環境像を実現するための取組みを行っています。

この環境報告書は、環境基本計画に基づき、平成24年度に実施しました施策の取り組み状況や数値目標の達成状況などを取りまとめたものです。

この報告書をご覧いただき、本市の環境施策をご理解いただくとともに、環境への負荷を低減するような暮らしや事業活動での取組みに、幅広くご活用いただければ幸いです。

# 目 次

はじめに

## 第1章 鈴鹿市しあわせ環境基本計画実行計画

第1節 鈴鹿市しあわせ環境基本計画

第2節 鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画

第3節 鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画の進行管理

第4節 鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画の取組

## 第2章 鈴鹿市の自然環境

第1節 鈴鹿市の自然概況

第2節 自然環境調査

第3節 里山保全

## 第3章 鈴鹿市の環境測定データ

第1節 大気汚染

第2節 水質汚濁

第3節 騒音・振動

## 第4章 環境学習

第1節 啓発事業

第2節 自然環境に関する啓発活動

第3節 自然観察会

資料

鈴鹿市しあわせ環境基本条例

# 第1章 鈴鹿市しあわせ環境基本計画実行計画

## 第1節 鈴鹿市しあわせ環境基本計画

鈴鹿市では、平成11年6月に施行した「鈴鹿市しあわせ環境基本条例」に基づき、快適な環境を確保する取組みを総合的かつ計画的に推進していくための「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」を平成13年3月に策定しました。

しかしながら、本計画の策定以降、環境に関する社会経済情勢や市民意識も大きく変化してきています。ごみの資源化や適正な処理、大気汚染・水質汚濁の防止、公園や緑地の確保といった生活に密着した環境の問題から、地球温暖化の防止や生物多様性の保全といった地球規模の問題まで、環境に関する課題は多種多様にわたっており、地域だけではなくグローバルな観点からの対応が求められています。また、東日本大震災の発生や震災による原子力発電所の事故によって、国のエネルギー政策のあり方が大きく見直されようとしている中、私たちの生活や社会、経済の豊かさは、それを取り巻く地球環境の持続性に大きく依存していることを理解して、環境問題に取り組んでいく必要があります。

そのため、これまでの計画を見直し、新たに『豊かな環境のまち 鈴鹿 子どもたちにつなぐ持続可能な社会をめざして』という目標環境像と5つの基本目標からなる計画を平成24年3月に策定しました。

### ○基本目標

- I 自然と共生する社会の構築
- II 生活環境の保全と創造
- III 低炭素社会（地球温暖化対策）の推進
- IV 循環型社会の構築
- V 環境教育・学習の充実

## 第2節 鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画

「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」に示された施策を推進していくための具体的な実践行動を示した「鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画」を策定し、実行計画の実現に向けた取組みを行っています。

（※新たな「鈴鹿市しあわせ環境基本計画」に基づく実行計画は現在策定中のため、平成24年度は当初の実行計画に基づき、取組みを行いました。）

## 第3節 鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画の進行管理

実行計画の進行管理については、より効果的、継続的に環境関連施策を意識付け、推進させることができないかと考え、平成15年1月のISO14001の認証取得を機に、実行計画施策を『環境に有益な影響を与える可能性のある要素』と考えることにより、環境マネジメントシステムによる進行管理ができないかを検討いたしました。

その結果、各担当所属自らがP D C Aサイクルによる進行管理を行う方法に改めることとし、平成 16 年度から実行計画の一部の施策の環境マネジメントシステムによる進行管理を開始させ、平成 17 年度から全ての施策を行うことといたしました。

更に平成 20 年度より I S O 1 4 0 0 1 から本市独自の環境マネジメントシステム S u z u k a - E M S に移行をおこない、運用を統一いたしました。

環境マネジメントシステムによる進行管理の概要は、次のとおりです。

## 鈴鹿市しあわせ環境基本計画実行計画進行管理

環境基本法 第36条

鈴鹿市しあわせ環境基本条例 第8条

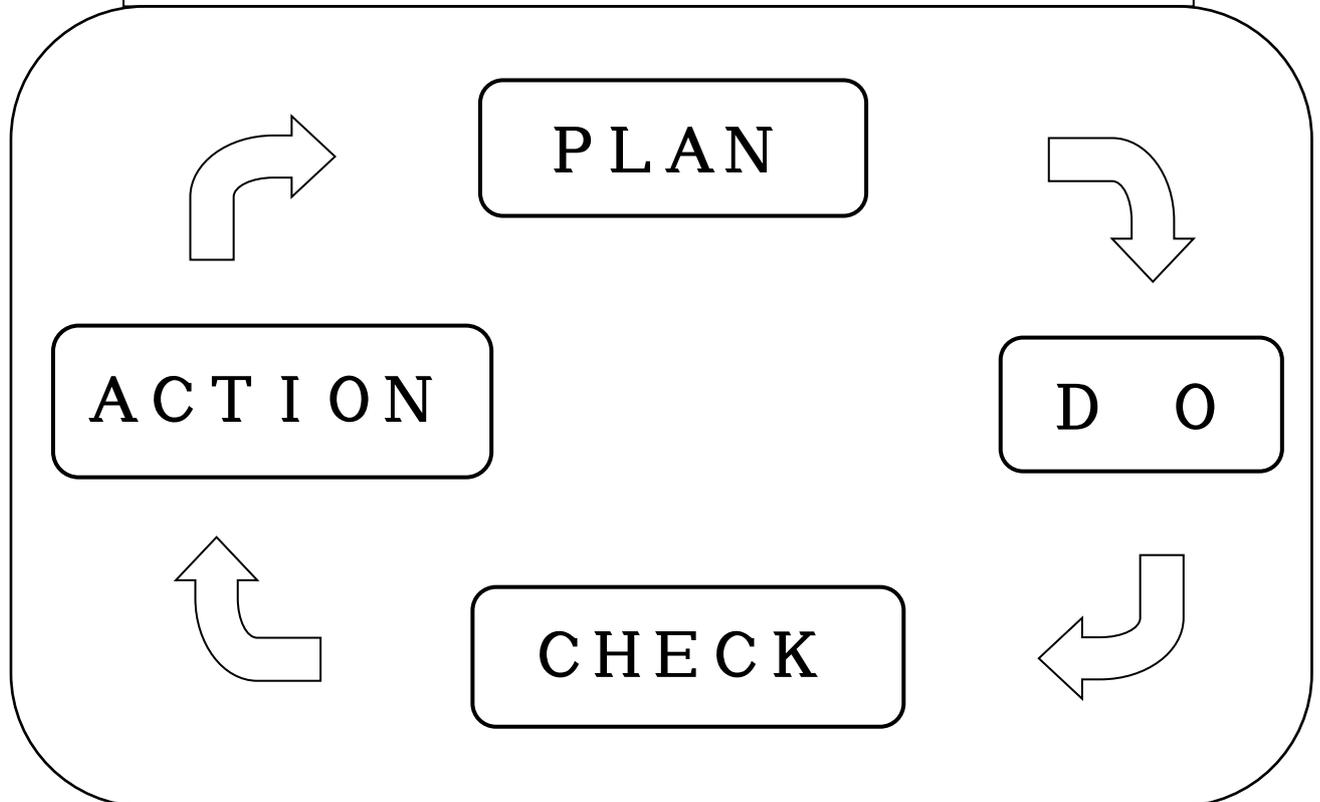
鈴鹿市しあわせ環境基本計画策定（平成24年3月）

鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画策定作業中

施策実行

鈴鹿市しあわせ環境基本計画実行計画施策（環境保全事業） 進行管理

Suzuka-EMSに基づく鈴鹿市環境マネジメントシステムにより進行管理



Suzuka—EMSによる「鈴鹿市しあわせ環境基本計画実行計画施策（環境保全事業）」進行管理例

鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画分野別目標		鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画基本方向				鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画行動目標					鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画施策				
みんなで話しあい環境づくりに取り組む		心のふれあいから環境教育に取り組む				相互の信頼関係から環境づくりを目指します					環境教育・学習の推進				
実施施策	実施施策	環境イベントの充実				実施 策 詳細	①環境関連イベントへの参画②温暖化防止出前講座の実施③鈴鹿市の自然についての展示会の開催					担当G	環境政策G 環境保全G		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	環境管理責任推進員評価（3月）	
計画（P）		<ul style="list-style-type: none"> <li>環境関連イベントへの参画について、環境活動団体との連携を図り実施する。</li> <li>市内公民館などからの依頼に応じ温暖化防止または自然関連の出前講座を実施する。</li> </ul>												●	実施結果において、目標の達成・実現のための施策を着実に前進させている。（かつ、点検結果において的確な『点検』も行われ、継続的な改善に努めている。）
実施結果（D）	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境出前講座実施 公民館16 幼稚園1 小学校4</li> <li>自然観察会</li> <li>夏の鈴鹿川体験イベント、おいん鈴鹿、しぜんのがっこう、みえ環境フェア、鈴鹿川流域の環境展、鈴鹿サーキットエネチャレ祭などのイベントに参加</li> </ul>												○	実施結果において、目標の達成・実現のための施策を着実に前進させたものとは言い難いが、点検結果において十分な『点検』が行われており、継続的な改善につながると思われる。
点検結果（見直し案）（C・A）		<ul style="list-style-type: none"> <li>22年度においても、「環境」に関する様々な行事が行われており、市民の環境に関する意識の高まりを再認識できた。23年度以降においても、関係機関・団体との連携を緊密にして各種行事、イベントへの積極的な参加を図る。</li> </ul>												○	実施結果、点検結果とも不十分であり、目的・目標の達成・実現のための施策を前進させていない。

17

第4節 鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画の取組

鈴鹿市が「鈴鹿市しあわせ環境基本計画 実行計画」に基づき、平成24年度に取組みを行った結果を下記に示します。

分野別目標	基本方向	行動目標 (環境目的)	施策 (環境目標)	No.	実施施策	平成24年度実施結果	平成24年度見直し結果	担当課	担当課評価
豊かな自然を守り慈しみ身近な自然にふれる	自然を守り自然とふれあいの場を確保する	きれいで美しい森林・海岸・水辺空間の形成	きれいで美しい森林・海岸・水辺空間の保全	1	環境に配慮した計画的な間伐の実施	10月から3月にかけて上野環境林において受光伐8.16ha、下刈3.04haを実施した。	特になし。	農林水産課	A
				2	EMIによる松くい虫防除試行事業	平成18年度より有機微生物を活用して、マツノザイ線虫による松枯れを防ぐ取り組みをしており、平成24年度も年2回、鼓ヶ浦海水浴場の松林にEM菌培養液(有用微生物群)の散布を実施した。	培養開始日の関係から散布日がある程度決まってしまう、天候(雨の後が望ましい)に応じた散布をしにくい。培養液が土壌にしみこみやすい状態での散布を時期を見て判断する。	農林水産課	A
				3	海岸の環境美化活動の拡充	予定通り実施した。	海岸ボランティア清掃活動は、地域が計画し実施している。当課は応援を行っているのみであるので、あえて事業として掲載するかどうかについては、今後検討を行う。	廃棄物対策課	A
				4	市民の憩いの場としての砂浜の管理	大規模な海岸清掃を2回実施すると共に、各所でのボランティアにより収集されたゴミや大型漂流物の処分、漁協との連携による河口付近のゴミ回収も行い、海岸環境整備に清した。	概ね良好な状態での海岸管理が実施できた。引き続き三重県等関係機関と連携を図り海岸環境整備を推進していく。	河川課	A
				5	ため池の保全	検討はしたものの、整備工事該当箇所がなかったため未実施。	特になし。	耕地課	
		貴重な動植物を守り続けるまちづくりを目指します	貴重な動植物の生息環境の保全	6	市内の天然記念物の現状調査	【市内天然記念物の樹木診断調査6件】 ・平成24年5月25日市内深溝町2713番地の1において、市指定天然記念物「キリシマ」について樹木医、文化財調査会委員及び行政担当者の計4名で生育環境及び地上部の樹木診断調査を実施した。 ・平成24年5月25日市内国府町3273番地の1において、県指定天然記念物「アイナシ」について樹木医、文化財調査会委員及び行政担当者の計4名で生育環境及び地上部の樹木診断調査を実施した。 ・平成24年5月25日市内南長太町2343番地において、県指定天然記念物「長太の大楠」について樹木医、文化財調査会委員及び行政担当者の計5名で生育環境及び地上部・地下部の樹木診断調査を実施した。 ・平成25年1月30日市内南玉垣町5536番地の1において、県指定天然記念物「地蔵大マツ」について樹木医、文化財調査会委員及び行政担当者の計3名で薬剤樹幹注入の立会い・調査を実施した。 ・平成25年2月1日市内南玉垣町5536番地の1において、県指定天然記念物「地蔵大マツ」について樹木医、文化財調査会委員及び行政担当者の計3名で土壌改良の立会い・調査を実施した。	・天然記念物に指定されている樹木は、そのほとんどが老木であり、気象や周辺環境の変化によって樹勢に大きな影響を受けやすい。それぞれの樹木について定期的に調査を進め、その都度所有者・管理者の理解と協力を得て早期に適切な対策をとることが最も有効な保護策である。今後も平素から所有者・管理者に日常的なモニタリングを行ってもらい、連絡を密にすることで課題の共有をはかり、計画的な対策を立てる予定である。	文化課	A
	7			特定外来生物の分布の調査	前年度に引き続き特定外来生物の植物の分布を中心に調査を行った。鈴鹿市内で確認した特定外来生物の分布図をGIS上に落とし込み、調査結果を一目でわかるようにした。また、鈴鹿市内で確認した特定外来生物の概略等を冊子にまとめた。	※24年度で廃止により、25年度以降は調査結果をもとに啓発活動等調査以外の面で活動していく。	環境政策課	A	
	8			開発行為における事前協議の徹底	平成24年度については、平成25年3月末現在 都市計画法第29条案件48件、開発事業指導要綱案件4件の事前協議を受け、協議・指導を行った。	事前協議制度が徹底されることにより、開発行為許可申請書の提出以前に、開発許可基準や関係法令に関する適合性等の確認ができる。また、周辺関係者等への事前説明が行われるため、本申請の際に円滑に事業を推進することができる。今後も引き続き開発事業における事前協議を徹底することにより円滑な事業の推進と周辺環境への配慮に努める必要がある。	都市計画課	A	
	9			金生水沼沢植物群落調査	◇12月11日:保護増殖事業推進委員会(金生水沼沢植物群落、庁舎12F会議室) ・現地視察 ・平成23・24年度事業報告 ・台風被害についての報告 ◇6月9日・7月7日・8月4日・9月22日:金生水沼沢植物群落学習会・観察会 ◇3月:調査報告書作成	・金生水沼沢植物群落保護増殖推進委員会は、学識経験者から提言を受ける場である、平成24年度は9月30日の大雨で観察道、防護フェンスが被害を受け、その復旧対策について提言を受けた。本委員会は調査ならびに事業の進捗状況に併せて効率的な開催を進めることで開催を1回とした。また、観察会は台風被害のため、4回の開催にとどまった。 ・季節ごとに移り変わる沼沢内の植物の保護については、迅速な対応の必要があるため、調査委託先である金生水調査会と連絡を密にとり、ボランティアの募集、登録を進めていくことが重要である。	文化課	A	
	10			自然公園等におけるマナー向上の促進	・鼓ヶ浦・千代崎両海水浴場区域内において海水浴場開設期間中に漂着塵芥の除去を2回実施し、砂浜の美化と自然環境の保全に努めた。 ・山溪においては、鈴鹿警察、消防署、鈴鹿市職員山岳救助隊、鈴鹿市山岳協会が合同で年2回実施している山岳遭難救助訓練の中で、登山ルート上の危険箇所の点検や倒木の除去、道の補修などを行い、山溪全体の自然環境の整備保全に努めた。 ・東海自然歩道については、パトロール員や維持管理委託者の協力により、自然歩道の清掃や草刈り、危険箇所の確認や公衆トイレの維持管理・修繕などを実施し、利用者の安全と利便性・快適性の確保に努めた。	・危険箇所の点検や、生態系の保護など緊急を要するものについては、今後も迅速な対応を心がけていく。 ・自然保護の観点を重視し、来訪者のマナー向上にむけて啓発活動に取り組む。	商業観光課	A	

分野別目標	基本方向	行動目標 (環境目的)	施策 (環境目標)	No.	実施施策	平成24年度実施結果	平成24年度見直し結果	担当課	担当課評価
豊かな自然を守り慈しみ身近な自然にふれる	自然を守り自然とふれあいの場を確保する	子どもが身近で自然とふれあえるまちづくりを目指す	身近な自然環境とのふれあい	11	自然観察会等の支援	今年度は里山保全講座(間伐, 下草刈り, しいたけの菌打ち, 竹の駆除)を12月, 1月, 2月, 3月, 観察会を6月, 11月に実施する。毎回40名前後の参加者あり。今年度から里山ボランティア以外にイオンチアーズクラブの子供たちの参加もあった。展示(里山ボランティア募集等)を1月に行った。	毎回里山保全講座には, 40名前後の参加がある。今年度から, イオンチアーズクラブの子供たちが参加をしてくれることもあり, 多い時には里山ボランティアも含め100名近くの参加者があった。今後も里山保全講座, 自然観察会を通じて, 子供達の自然への関心のきっかけづくりを働きかけていきたい。	環境政策課	A
				12	「市民の森」として指定することの検討	良好に実施できた。	社会情勢を踏まえ、事業の継続や内容(規模)の見直しを検討していく。	市街地整備課	A
				13	自然を生かした体験教室の開催			市街地整備課	
				14	市街化の緑地	良好に実施できた。	社会情勢を踏まえ、事業の継続や内容(規模)の見直しを検討していく。	市街地整備課	A
				15	身近な生き物の生息環境の確保	・排水処理施設(管路・中継ポンプ)については, 舗装の陥没等パトロールを行い早期発見に努め, 良好な状態を維持している。また, 中継ポンプについても月1回制御盤・ポンプの点検を行い, 良好な状態を維持している。 ・排水処理施設(浄化センター)については, 週1回程度機器類の点検を行い記録をデータ化し, 適切な維持管理により良好な水質を維持している。	公共水域の水質が改善され, 生き物の生息状況に効果が見受けられる。	集落排水課	A
				16	家庭における節水・雨水の有効利用の啓発	24年度は, 市政70周年記念事業ということもあり, 例年の倍の参加者を募ることができた。小学校4年生の親子を対象に, 水道施設の見学, 水道局庁舎内の設備の見学及び水道水やお茶の話など色々な角度から水道に触れてもらい, 水の大切さを知ってもらいたい機会となった。	今後も, 家庭における水の大切さをPRできるよう, イベントに工夫を凝らして, たくさんの方に参加してもらえるような水道教室にしていきたい。	水道総務課	A
				17	雨水貯留利用浸透施設の整備	舗装復旧を施工する際に透水性舗装を検討したが, 本工事では, 原則原型復旧であり, 実施するには, 予算不足からも透水性舗装を行うにはむづかし。	雨水流出抑制として, 新規施設整備において, 管理者と協議しながら透水性舗装の実施を進める	下水建設課	B
				18	公共施設建設時の雨水等の活用方法の検討	平田野中学校の移転改築事業については, 雨水をトイレの洗浄に使用するよう設計し, 工事発注を行った。 鈴鹿市第二学校給食センター建設事業については, 基本設計段階では雨水は使用しない計画とした。	今後も, 学校施設等の建設時に検討する。	教育総務課	A
				自然と共生するための土地利用を促進する	環境に配慮した農業・漁業を育てていくことを目指します	環境保全型農漁業の環境整備	19	環境保全型農業の推進	鈴鹿農協が6月から7月にかけて水稻の施肥・防除等技術の青空研修会を, 2月から3月にかけて育苗・新資材についての研修会を行った。
	20	地産地消運動取組みの促進	・直売所等の設置補助については, 該当なし ・消費者団体等が取り組む地産地消事業に対する補助 小学校等を対象とする地元農産物を使った料理教室等				特になし。	農林水産課	A
	21	農業景観の保全	今年度は, 営農組合の新規設立には至らなかったが, 設立支援に取り組んだ。				平成24年度末現在, 12営農組合が活動している。	農林水産課	A
	22	体験農園等の参加機会の提供	市民参加の促進を図るため, 広報紙にて利用者募集を行った。				平成24年度末, 現在14農園	農林水産課	A
	23	学校の環境学習(市民の環境問題)としての取り組み	漁業協同組合が行う白子・若松・鈴鹿の3漁港の漁港内清掃活動に協力し, 漁協組合員が清掃活動で収集したごみの処理などを行った。				特になし。	農林水産課	A
	24	漁港の浚渫の実施						農林水産課	
	25	海・山の環境問題に関する交流活動の支援(山に木を植える活動の支援)	鈴鹿漁業協同組合の組合員と, 鈴鹿森林組合員が環境問題で相互に交流する。 本年度は, 市民の参加者を公募し, 親子で体験できる交流となるように, 森林組合で巣箱作りや間伐作業を行い, 漁業組合では海岸の清掃や海の生きもの教室を行った。				今後は一般市民にも海と山の環境の現状や漁業者と林業者の環境保全の取り組みが交流をとおして理解していただけるように, さらに体験内容等を充実させていきたい。	農林水産課	A

分野別目標	基本方向	行動目標 (環境目的)	施策 (環境目標)	No.	実施施策	平成24年度実施結果	平成24年度見直し結果	担当課	担当課評価	
安全な環境のもとで元気に暮らす	空気をきれいにして暮らしの環境をよくする	健康な暮らしのできる空気のきれいなまちづくりを目指します	人と環境に配慮した交通体系の確立	26	公用車におけるディーゼル車の利用の抑制	消防部局の消防車及び各消防分団車両に該当車両が存在するのみ。	市長部局管理公用車においては、実現している。	管財営繕課	A	
				27	公共交通機関利用の促進	市内公共交通機関の時刻表をすべて掲載した総合時刻表を作成し平成25年3月20日広報すずかとあわせて全世帯に配布を行った。 また、駅周辺施設としてトイレの維持管理、三重県鉄道網整備促進期成同盟会伊勢線部会による伊勢鉄道利用促進や、利便性向上のためのJR東海への要望活動も行った。	自家用自動車交通が進展する中、公共交通機関の利用促進を行うことが年々困難になっているが、情報提供や施設の維持管理を中心に継続的な利用促進に努めたい。	商業観光課	A	
				28	コミュニティバスの利用促進検討	・本庁勤務職員を対象に通勤に関するアンケート調査を実施し、公共交通機関利用の啓発を行った。 ・バス運行地域の沿線住民にニューズレターを配付し、利用促進を図った。 ・市内開催イベント時に公共交通利用促進のPRを行った。	・取組み内容を精査し、効率的に実施していきたい。	商業観光課	A	
				29	ノーカーデーの実施	一部(勤務場所や勤務体系から一斉に実施することが難しい部署)を除き、年6回のノーカーデーを実施した。	自動車排ガスが環境に与える影響を考慮し、今後も引続きノーカーデーを実施していく。また勤務場所や勤務体系から実施が困難な部署や、全員が6回実施できていない部署もある為、できる範囲で協力をもらえるよう周知し、実施者数を増やしていく。	人事課	A	
				30	市民のエコドライブの促進	主催者側の都合により中止	平成24年度は主催者側の都合(スポンサーの確保等)により、平成23年度に続いての中止となった。年々高まる環境重視志向の中で、当該エコドライブコンテストの開催意義は大きく、毎年各メディアが紹介するなど、注目度も大きい。本市も特別協賛機関として市長杯授与、市民チーム派遣など様々な参画をしており、「環境配慮とモータースポーツの両面」をPRできる貴重なシティセールスの機会の一つでもあるので、今後においても関係団体の協力を得ながら推進していく。	環境政策課		
		策境大の気対環		31	野外焼却禁止の指導・監視の強化	予定通り実施した。	環境政策課と協力し、今後も引き続き行っていきたい。	廃棄物対策課	A	
		るのかに有害物質を汚染する	目ちきの有指づく届管理が質すをま行等	対に有害物質汚染等	32	公害防止協定及び環境保全協定の締結の推進	新規締結事業所数:0 改訂事業所数:1 公害防止協定に基づく立入:0	公害防止協定が締結し、そのままになっている事業者も多々あるため、今後は公害防止協定の抜本的見直しを行う。締結事業所に公害防止協定に基づいて立入を行っていないため、今後は計画を立てて適宜立入を行う。	環境政策課	B
		るら水のき環境をよくする	く川排水のきを皆目指しなますちづけ	水環境の改善	33	関連公共下水道事業(汚水)の実施	今年度は、約46.4haの整備である	順調に整備が進み、来期も同様に40ha～50haを目標に整備を進めていきます。	下水建設課	A
				34	合併処理浄化槽の設置費補助事業の推進	経済状況の低迷により補助金の申請件数は大幅に減少し、当初予定していた380基に対し補助金の交付は261基に止まった。	経済の状況により申請件数の予測は難しく、申請予想数を300基に設定した。	環境政策課	A	

分野別目標	基本方向	行動目標 (環境目的)	施策 (環境目標)	No.	実施施策	平成24年度実施結果	平成24年度見直し結果	担当課	担当課評価	
安全な環境のもとで元気に暮らす	水をきれいにして暮らしの環境をよくする	排水に指しつけ川のきれいなまちづくり	水環境の改善	35	EM菌による河川浄化対策	年間約 8,667%配布した。(昨年度の配布量は、8,220%)	平成21年度より隔週で配布してからは、配布量は一定化してきている。配布を始めて10年が経過したので、事業の方向性を検討する。	環境政策課	A	
				36	事業所に対しての水質汚濁に関する適切な指導	特に水質について監視が必要となってくる17事業所について年3回測定を行った。全調査地点において基準超過なし。	平成25年度は調査地点の増減について検討し、整理していく。	環境政策課	A	
				37	有効微生物活用による畜産の取組み推進	年間を通じて臭気改善モデル事業を実施し、EM菌の配布を行った。	EM菌他の有効利用実施・臭気改善モデル事業の更なる有効利用。	農林水産課	A	
				38	河川美化の啓発活動の推進	計画どおりに8月5日号と9月20日号に広報掲載実施。今年度は度重なる大雨や台風の襲来に見舞われ、一部わらによる被害が発生した。また、10月21日に実施されたクリーン大作戦では、例年同様にホンダ技研やイオンショッピングセンター、市内サッカー少年団の参加協力もあり769名で清掃活動を実施した。	今後とも稲わら被害の防止及びクリーン大作戦等清掃活動により水環境の改善に努めていく。	河川課	A	
			指りちめ水しをづるがま目くま飲	防の地止汚下染水	39	水道水源の水質保全	3件	該当なし	水源課	A
	静けさを守り暮らしの環境をよりよくする	指静しかな暮らしを守り続けることを目指す	騒音・振動対策	40	路面からの騒音・振動対策の促進	地元要望により実施したすべての工事について、現場確認を実施し、設計においては環境配慮をおこなっている。設計上、横断側溝の必要な箇所について最小限に抑えるように努めているが、横断側溝の斜め横断については極力なくすようにしている。また、横断側溝装との段差をなくすようにしており、横断側溝蓋はゴム付き蓋(ノイズレス蓋)を敷設し、騒音対策に努めている。	道路新設改良時は、横断側溝の段差解消や騒音解消のため、グレーチング及びコンクリート蓋からボックスカルバートの暗渠に改良し、騒音解消を図りたいが、施工場所によっては、工法上困難な箇所もある。	道路整備課	A	
				41	騒音・振動関連法令の遵守徹底	届出の総数は、179件(内訳としては、特定施設の設置14件、数変更16件、氏名等変更34件、全廃2件、指定施設の設置18件、氏名変更14件、全廃3件、承継2件、特定建設作業の実施111件)。騒音・振動に関する苦情は、騒音35件、振動3件。道路交通振動の測定(2地点)と一般環境音騒音の測定(3地点)を11月に実施。道路交通騒音の測定(5地点)を12月に実施。	届出時での排出基準の遵守、指導については、ある程度徹底されているのではないかと。騒音・振動に関する苦情では、昨年より増加傾向にあるが、感覚による個人差もあり、規制の対象外であるケースがほとんどで、一概に増加したとは考えにくい。また振動・騒音の測定結果としては、一般環境騒音の測定結果で1地点、道路交通騒音では2地点で基準値を超える値が見られた。今後は注視していきたい。	環境政策課	A	
		暮らしのマナーを守り、静かに暮らせるまちづくりを目指します	近隣公害対策	42	ペットのふん害への啓発	各自治会からの申込より 732枚配布した。	予算内で作成できる枚数以上の要望がある。予算の増額が難しい中、配布方法や枚数の見直しを行う。	環境政策課	A	
				43	ペットの飼い主のマナーの啓発	ホームページへの掲載や窓口でパンフレットを配布し、ペットのしつけやマナーの啓発を行った。	飼い主に対する苦情等は、鈴鹿保健所と連絡を取りながら対応している。	環境政策課	B	
				44	野外焼却禁止の啓発			廃棄物対策課		
45				開発事業における事前指導の徹底	放送電波の受信障害が予測される高さ10mを超える建築物の建築に際して、電波障害に伴い発生する近隣住民とのトラブルを未然に防止するため、障害範囲の把握、障害対象者への事前説明会等を行うよう指導した。対象となる建築物は、26件あり、そのうちの25件が指導要綱に基づく措置を行った。	【点検結果】 対象となる建築物について、全て協議を行っており住民とのトラブルは発生していない。しかし、対象となる建築物26件のうち1件が協議不調となった。 【見直し案】 環境施策推進のためにも、協議不調となることがないよう、建築主に対して行政指導の目的とする公益上の必要性を踏まえ、指導を続ける。	建築指導課	A		
46	悪臭に係わる事業者への法令基準の遵守の促進	①苦情がある度に、現地を調査し、公害関係の法令に基づいて指導改善を行った。②要監視事業所である6事業所について測定を行った。全調査地点において基準をクリアしていた。	①他部署にまたがる案件も多々あるため、スムーズに対応に当たれるよう連携を強化していく。②調査地点の増減について整理していく。	環境政策課	A					

分野別目標	基本方向	行動目標 (環境目的)	施策 (環境目標)	No.	実施施策	平成24年度実施結果	平成24年度見直し結果	担当課	担当課評価
歴史・文化を守り 歩いて安心・快適な環境をつくる	歴史や文化を大切にしくつろぎの場を確保する	地域の歴史や文化を皆で守り身近に感じられるまちづくりを目指します	歴史資源や文化資源の保全	47	重要無形文化財「伊勢型紙」の技術保存	<p>【重要無形文化財「伊勢型紙」彫刻技術の伝承】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月7日、伝統産業会館にて伊勢型紙技術伝承講座開講式を実施。</li> <li>・4月7日～3月8日、伊勢型紙資料館及び糸入れ作業研修会場において、伝承者(2名)、研修者(5名)、研修生(9名)に対し、伊勢型紙技術伝承講座を実施した。開講数は5部門各70回。</li> <li>・8月22日～8月26日に伊勢型紙資料館において「伊勢型紙と寄せ小紋展」を開催した。期間中の来館者数は486名。</li> <li>・10月20日、10月21日、徳島県立博物館で開催された「日本のわざと美」展において各部門1名ずつ4名の会員が彫刻実演を行った。</li> <li>・12月～3月にかけて、保存会会員・伝承者・研修者・研修生33名による平成24年度の伊勢型紙復刻作品を制作した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝承講座の受講生である伝承者・研修者・研修生は、型紙業界以外の仕事と兼務する機会が多いため、研修時間が限られている。そのため、高度な技術習得のためには、伝承講座に加えて自習等を行うなど、研鑽の重要性を説いていく必要がある。</li> </ul>	文化課	A
				48	文化財の環境整備及び保護管理	<p>【指定文化財保護管理者・管理団体に対する管理等補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・12月28日に、指定文化財保護管理者・管理団体に、補助金交付案内及び申請書等を送付した。</li> <li>・1月25日期日で、指定文化財保護管理者・管理団体から、指定文化財の現況調査報告書及び補助金交付申請書等を受理した。</li> <li>・指定文化財保護管理者・管理団体へ、3月に補助金を交付した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財の保護管理補助金の交付については、以下の事項を基本線とし、毎年一定額で交付しているが、史跡・名勝・天然記念物等については維持管理状況、無形民俗文化財については活動状況の把握に努める。</li> <li>＜管理補助金の基本線＞</li> <li>①民俗文化財のうち、無形文化財に指定され、かつ人材育成等を行っている団体に対して補助する。</li> <li>②史跡や名勝、天然記念物等に指定され、かつそれを維持管理するため環境整備等の日常管理が必要なものについて活動規模等に応じて段階的に補助する。</li> </ul>	文化課	A
				49	歴史的な建造物や建物を資料館として活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市指定記念物の史跡「寺尾家住宅」(平成6年3月11日指定)は型紙資料館として、市指定有形文化財の建造物「旧小林家住宅」(平成8年3月12日指定)は庄野宿資料館として広く一般公開している。両資料館とも、開館時間は午前10時～午後4時で、休館日は月・火曜日・第3水曜日(但し月曜が休日場合は開館)・年末年始(12月28日～1月4日)で、本年度の開館予定日数は250日であるが、指定管理に係る人件費は248日分相当としており、型紙資料館は246日、庄野宿資料館は248日開館しており、ほぼ100%の目標達成になる。なお、型紙資料館は伊勢型紙技術保存会、庄野宿資料館は庄野宿資料館運営委員会にそれぞれ管理運営を委託している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両資料館とも、江戸期に建てられた伝統的工法による木造家屋である。庄野宿資料館については、屋根瓦の老朽化等による雨漏りや構造材の腐朽や破損が予想される。そのため、台風等の強風時には安全確保のため、指定管理者と臨時休館を検討することも必要である。</li> </ul>	文化課	A
				50	山や海が見える景観づくりの取組み	<p>景観計画に基づき「長太の大楠」の景観重要樹木指定を行った。</p> <p>市制70周年にあわせて、「長太の大楠」の絵画展、写真展を行った。</p> <p>広報すずか12月20日号にて景観通信による折込啓発を行った。</p>	<p>市民の景観計画及び景観一般への関心を高めるため「長太の大楠」の景観重要樹木指定を行ったが、今後も「長太の大楠」の景観保全に努めることにより景観全般について啓発を行っていく。</p>	都市計画課	A
				51	まつりの継承と地域づくりの交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すずかフェスティバルは市民で構成する実行委員会(毎月開催)が主体となって企画・運営を担っており、鈴鹿の夏を代表する祭りとして定着し、16回目を迎えた。開催期間中は、周辺地区への騒音の配慮や交通渋滞緩和のための駐車場確保や案内表示・誘導、ごみの持ち帰り励行と参加者有志によるゴミ拾いなどを実施し、住環境の保全に努めた。</li> <li>・鈴鹿バルーンフェスティバルは、自然と共生するスカイスポーツの大会として21回目を迎えた。競技飛行や体験搭乗など、子供から大人まで楽しめるイベントである。大会時期には、交通規制の事前告知看板の設置やガードマンの誘導による渋滞緩和、地権者への対応など快適と安全・安心な環境づくりに努めた。また、バルーンへの理解を深めてもらうことと地域貢献を目的に市内での熱気球教室や東日本大震災被災地支援のためのチャリティイベントを行った。</li> <li>・地域の生活に根付いた伝統芸能については、鈴鹿市観光協会の観光マップやホームページへの掲載や各メディアなどへの情報提供により、集客を高めるための支援を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの祭りやイベントがより多くの市民に認知され、市民と来訪者がともに楽しむことができるような環境づくりに努める。</li> <li>・地域の伝統芸能の保存や後継者育成・PRなど、関係機関と連携しながら取り組んでいく。</li> </ul>	商業観光課	A

分野別目標	基本方向	行動目標 (環境目的)	施策 (環境目標)	No.	実施施策	平成24年度実施結果	平成24年度見直し結果	担当課	担当課評価
歴史・文化を守り、歩いて安心・快適な環境をつくる	つ 歴史や文化の場を大切に保つる	ま 身近なまちづくりを指す	備 公園等々つろぎの場の整備	52	公園美化ボランティアの募集	良好に実施できた。	社会情勢を踏まえ、事業の継続や内容(時期・回数)の見直しを検討していく。	市街地整備課	A
				53	特定の施設への公共交通機関等の利用の促進	・サービス内容は、西部地域が1日41便(全日共通)、南部地域が1日30便(平日)、または28便(土日祝)運行。	・今後も、コミュニティバスをはじめ、市内公共交通機関の利用促進を図り、その維持に努めていきたい。	商業観光課	A
	歩いて楽しい道とまちをつくる	安心して歩ける道づくりを目指します	安心して歩ける道づくり	54	道路における交通安全施設の整備	地元要望を受け、自治会長と現地確認を行い、設置が必要と認められた箇所の中で地権者の同意が得られた所から事業を着手する。 平成24年度における反射鏡設置基数は144件である。	交通安全意識の高まりにより、自治会からの要望は今後更に高まってくると予想されるため、限られた予算の中で必要性が大きい箇所を確認設置する。	道路保全課	A
				55	安心して歩ける道づくりの取組み	地元要望を受け、現地調査や関係機関との調整を行い、歩道整備が必要と認められた箇所の中で、地権者の同意が得られたところから事業着手する。	用地確保が困難な箇所が多く、事業進捗が図れない箇所がある。今後は限られた予算の中で歩道整備の必要性を見直していきたい。 また、歩行者空間(グリーン帯)事業については、即効性の高い事業の為、今後事業拡大を図っていく。	道路保全課	A
				56	一方通行などの交通規制の要請	地区市民センター経由で、各自治会長から提出された要望書を受け付け、現場確認を実施する。また三重県や国等に速やかに進達、副申を行った。 要望件数は、市道の要望1133件、交通安全施設の要望348件、国土交通省及び三重県鈴鹿建設事務所への副申139件。三重県公安委員会への進達154件。	誰もが安心して歩ける道づくりを持続させるため、より迅速な対応をしていく。	道路保全課	A
				57	交通安全教育・運転者教育の充実	主に、子供や高齢者を対象に、交通安全教室を計188回開催するとともに、開催に当たっては、警察や交通安全協会等との連携を密にして、内容の充実を図った。	平成24年度の交通事故死者12人のうち、歩行者の犠牲者は5人。この中の3人が高齢者であった。 平成23年度に比べ、大きく増加したことから、交通安全教室の一層の充実を図る。	地域課	A
				58	四季の道の延伸・充実	【地区計画制度による指導状況】 平成5年に都市計画決定した「三日月・算所地区地区計画」の制度を活用し、北勢バイパスまでの地区について用地の確保に努めている。平成24年度は4件の地区計画の届出がありました。が、該当地ではなかった。	現段階では地区計画制度による指導を行っていますが、四季の道(歩行者専用道路)の位置づけが、都市計画決定等確定されたものでないため、指導は現道6.0mの範囲(壁面後退16.0m)と暫定的な指導に止まっています。今後、北勢バイパス等の公共事業及び民間開発動向を見極めつつ、計画の実現性及び必要性等についての検討が必要である。	都市計画課	B
				59	安心して買い物ができる環境づくり	商店街が管理する街路灯の適正な維持管理を各管理者に依頼。 補助金の内容説明を実施。	引き続き適正な維持管理を求めて行く。	商業観光課	A
	60	にぎわいのあるまちづくりの推進	いろいろな事業を企画実施し、且つ活性化の方策を調査研究している。	白子駅西側にある白子駅前センター商店街振興組合が計画する同区域の再開発を支援する	商業観光課	A			

分野別目標	基本方向	行動目標 (環境目的)	施策 (環境目標)	No.	実施施策	平成24年度実施結果	平成24年度見直し結果	担当課	担当課評価		
資源を大切にし、循環に配慮した暮らしをする	ごみを減らしリサイクルを進める	すべての市民が環境市民となることを目指します	理と発廃適生棄物処制の	61	ごみ減量推進店制度の推進	予定通り実施した。	事業所の要件としているISO14001の取得を、「M-EMS」の取得でも可能になるように今後検討していく。	廃棄物対策課	A		
				リサイクルの推進	62	リサイクル施設の整備・イベントの充実	予定通り実施した。	「リサイクルフェア」については、現況が当初目的とずれてきたことから、今年度より廃止とした。	廃棄物対策課	A	
					63	ゴミカレンダーなどによる分別の指導・啓発の推進	予定通り実施した。	今後も、より分かりやすい啓発を目指す。	廃棄物対策課	A	
					64	資源ごみ集団回収の支援	予定通り実施した。	今後も、ごみの資源化、減量化の施策として推進していきたい。	廃棄物対策課	A	
					65	家庭用生ゴミ処理機の助成	予定通り実施した。	生ごみの資源化、減量化は、ステーション方式にかかる費用を考えると各家庭で実施することにより、費用の低減やできる堆肥の信頼性が高く、重要施策として啓発を強化し、推進していきたい。	廃棄物対策課	A	
					66	前払い制度導入の要望	予定通り実施した。	今後も三重県市町村清掃協議会、全国都市清掃会議に対して、国の要望等を積極的に進めていきたい。	廃棄物対策課	A	
					67	フリーマーケットの開催支援			廃棄物対策課		
					68	エコタウンプラン事業の推進			産業政策課		
			理廃棄物の適正対策	69	計画的なごみ処理の推進	予定通り実施した。	生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、今後も法律の規定により、これら一般廃棄物に関する計画を定める。	廃棄物対策課	A		
				70	不法投棄監視体制の取組みの検討	予定通り実施した。	不法投棄を防ぐための様々な取組みを今後も継続する。	廃棄物対策課	A		
			取環境に配慮した暮らしと産業の育成に	効率的なエネルギー利用を目指します	エネルギー対策	71	省エネ型機器の導入促進	新增改築において、効率的なエネルギー利用を図るため、①Hf蛍光灯(初期照度補正、連続自動調光、人感センサーで制御)、②LED照明、③高COP空調機器、④太陽光発電設備等の設置を行った。	計画どおりに実施することができた。	管財営繕課	A
						72	無駄のないエネルギー利用の啓発	これまでの3年間、市民参画による地球温暖化防止の取組みとして実施してきたが、今年度より「家庭」という単位から「地域」という単位に裾野を広げることで、これまで以上に掘り下げた啓発を行っていくこととした。 年間3回(1学期ごとに1回)、三重県地球温暖化防止活動推進センター推進員を講師に迎え授業(90分程度)を実施した。 また、各家庭で地球温暖化防止に取組むためにSuzuka-ECO2プロジェクトシート(環境家計簿)を上・下半期に分けて配布し、10月は前期分のシートを回収し集計分析を行った。・3月は後期分のシートを回収・集計・分析の他、その評価等を行い、奨励品を交付した。	郡山小学校4年生49名、栄小学校4年生35名を対象に実施した。上半期提出率は(郡山小学校22.4%、栄小学校94.3%)であったが、下半期提出率については(郡山小学校69.4%、栄小学校88.6%)と上昇するとともに、内容についても改善が図られていた。	環境政策課	A
						73	地球温暖化対策の推進	①市役所におけるクールビズ期間を平成23年度に続いて5月～10月まで拡大実施。②6/2地球温暖化防止街頭啓発活動を実施。③6月の環境月間に併せ、市役所東壁に温暖化防止懸垂幕掲示。市民ロビーでクールビズ啓発パネル展示。④6～9月の各月に、市立公共施設の一斉消灯「ライトダウンキャンペーン」を実施。⑤12月、市民ロビーにてウオームビズ啓発パネルを展示。	夏季の節電対策をふまえ、昨年度に引き続きクールビズ期間を5月～10月まで拡大実施するとともに、市役所市民ロビーでの啓発パネル展示、公共施設の一斉消灯の回数を増やした。また、市内ショッピングセンターでの街頭啓発、SUZUKA環境フェアにおけるイベントブースの出展や啓発パネルの展示を実施するなど、温暖化対策のPRは充実化が図られた。今後も様々な機会を捉えて啓発活動の充実する。	環境政策課	A

分野別目標	基本方向	行動目標 (環境目的)	施策 (環境目標)	No.	実施施策	平成24年度実施結果	平成24年度見直し結果	担当課	担当課評価
資源を大切にし、循環に配慮した暮らしをする	環境に配慮した暮らしと産業の育成に取り組む	効率的なエネルギー利用を目指します	エネルギー対策	74	家庭用新エネルギー設備(住宅用太陽光発電システムを含む)設置事業補助	4月から平成24年度補助金の申請受付を開始、2月末日にて締め切った。75件の補助予定件数に対して362件の申請があり予算枠を超えたため、3月に公開抽選会を行い交付対象者を決定、補助金の交付を行った。	申請→抽選→補助金交付と、一連の事務の流れは円滑に行われた。今後においては、設備のより一層に普及促進を図っていくため、社会経済情勢を踏まえ、補助対象設備や予算枠を検討していく。	環境政策課	A
				75	クリーンエネルギー自動車導入の推進	4月から平成24年度補助金の申請受付を開始、前期分を8月末日にて締め切ったが申請件数が予算枠を超過したため、公開抽選会を行い交付対象者を決定、補助金の交付を行った。後期分についても2月末日にて申請を締め切ったが申請件数が予算枠を超過したため、3月に公開抽選会を行い交付対象者を決定、補助金の交付を行った。	申請→抽選→補助金交付と、一連の事務の流れは円滑に行われた。今後においても社会経済情勢を踏まえ、事業の継続や補助内容の見直しを検討していく。	環境政策課	A
				76	公共施設における太陽光発電システムの導入	平田野中学校の移転改築事業については、太陽光発電システムを導入するよう設計し、工事発注を行った。鈴鹿市第二学校給食センター建設事業については、基本設計段階では太陽光発電システムを導入する計画としている。	今後も、学校施設等の建設時に検討する。	教育総務課	A
		新たなライフスタイルから環境づくりを目指します	環境に配慮したライフスタイル	77	グリーン購入の推進	毎年、単価契約物品の見直しを行っており、エコマークなどの環境ラベルが付いた環境配慮型製品を可能な限り取り入れている。また、印刷物等の発注の際、古紙配合率の把握できない場合は、古紙配合率の表示をせず、古紙が配合された用紙を優先して使用するよう周知している。	印刷物等の古紙配合率について把握できない場合は、再生紙を使用している旨の文書を表示して、可能な限り古紙を配合した用紙を使用する印刷物の発注に心掛けるよう周知していく。	契約調達課	A
				78	建設廃棄物の抑制・リサイクル材の利用等環境に配慮した市営住宅の修繕工事	今年度も市営住宅の修繕工事等においては、建設廃棄物の抑制・リサイクル材の利用に配慮し、環境負荷の軽減に努めた。	修繕工事の大部分を委託業者の裁量に委ねているが、下請業者も含め建設廃棄物の抑制と可能な限りリサイクル材を利用するよう徹底していく。	住宅課	A
			環境に配慮した産業の育成	79	エコビジネスに関する研究及び支援策の検討	産学連携による研究開発の補助制度として、平成24年度に採択した補助事業者2社によって実行された。2社とも複数年事業であり、来年度も継続して研究開発が進められることとなる。2社とも1年目の段階として、自社で考える研究内容を達成していた。	この制度は環境産業へ特化した補助制度ではなく、広く新産業の育成と産学連携の促進を主眼においた補助制度である。本年度は環境対応の新規研究開発の申請がありませんでした。環境対応ビジネスは経済情勢に関係なく、比較的活性化している分野であるため、今後、市内でも環境対応の研究開発案件の申請がある可能性があるために、この制度を継続していく。	産業政策課	A
				80	構造改革特別区域計画の推進			産業政策課	
		81	新規参入企業等との情報交流	勉強会の開催時、市制施行70周年記念事業として開催の「企業祭」時などにおいて、各企業との交流を深めるべく幹部が出席している。	依然として中小企業を取り巻く経済情勢は厳しいが、今後の新たな市場として、住生活産業創出、先端材料活用産業、自動車製造技術応用といった新産業創出に向けた製品開発等が必要であり、そのためには、自己の技術の見直しと研鑽が必要である。今後も勉強会や企業祭といった機会を設けて、意欲ある企業と市幹部の意見交換から、産業政策に活かしていくこととする。	産業政策課	A		

分野別目標	基本方向	行動目標 (環境目的)	施策 (環境目標)	No.	実施施策	平成24年度実施結果	平成24年度見直し結果	担当課	担当課評価	
みんなで話し合い環境づくりに取り組む	心のふれあいから環境教育に取り組む	地域づくりを指し示すから環境	地域での取り組みの推進	82	世代を超えた連携の場の充実	公民館利用者に対し、各種環境問題に係る情報提供および公民館主催講座・連続講座をとおして環境教育を実施した。今年度は、地球温暖化防止や省エネ促進等をテーマにした事業に取り組み、31館中、42%にあたる市内13公民館・約420名の市民が参加いただき環境についての学びを深めた。この内訳は、紙芝居、クイズ等で遊びながら学べる小学生向け講座に市内9公民館・約300名、リサイクル工作やエコクッキングなど参加・体験型プログラムで学べる一般・高齢者向け講座に市内3公民館、約80名、鈴鹿市の自然環境調査報告書、鈴鹿市の自然ガイドブックに基づく市内の自然環境・動植物の紹介等を行う環境教育講座に市内1公民館・約40名の参加があった。また、今年度も「ライトダウンキャンペーン」をとおして、地域住民に節電等のエネルギー教育の啓発を行った。具体的には、「グリーンカーテン」運動等のエコ対策への積極的参加により節電の意識化・啓発活動を、各公民館をとおして展開した。これらの講座・活動等への参加者からは、「パワーポイントを使って分かりやすく環境について説明をしていただいた。」「今期待されている自然エネルギーに関する学習もしっかりできてよかった。」など、環境問題全般への理解が促進され、資源の有効活用への意識化ができた。	実施結果(D)を踏まえ、平成25年度は、エネルギー消費と地球環境の因果関係を、イメージだけで捉させるのではなく、個々の生活と直接結びつけられるように進め、公民館講座参加者への環境に対する配慮がより積極的になるよう内容を企画し啓発運動も展開する。	生涯学習課	B	
		指し示す環境教育の充実を目指す	環境教育・学習の推進	83	環境教育年間計画作成及び「学校環境デー」における取組	地域、家庭、企業のいずれかと連携した環境教育を推進する小中学校が90%に上り、意識が高まってきている。	地域、家庭、企業のいずれかとも連携した環境教育を推進する小中学校は、まだ少ないため、連携についての指導・助言を図っていきたい。	指導課	A	
		相互の信頼関係から環境づくりを目指す		84	チャレンジ・エコスクールの実施	全ての小中学校、幼稚園において実態に合った取組を行うことができた。	より主体的な環境保全活動を子どもたちが行うようになるための、計画的な実践、創意工夫について、指導・助言していきたい。	指導課	A	
	情報活用を促進する	環境負荷低減による環境アートの活用	情報技術の活用による環境アートの活用	情報技術の活用による環境アートの活用	85	市職員の意識啓発の充実	鈴鹿市環境マネジメントシステム(Suzuka-EMS)については、各所属に対しても適切に行われた。11月に実施された内部環境監査についても、是正処置の所属が無く、一週間に及ぶ監査も無事終了した。地球温暖化対策実行計画については、国の計画も定まっていないことから、計画の設定ができなため、保留中となっている。なお、(Suzuka-EMS)において、地球温暖化対策実行計画に必要なCO2集計については毎年行っている。	鈴鹿市環境マネジメントシステム(Suzuka-EMS)については、25年度に使用される「温室効果ガス管理シート」「環境活動報告シート」の見直し、修正、改善等を毎年行っている。地球温暖化対策実行計画については、国の情勢が決まり次第実行に移れるよう見直しされている。	環境政策課	B
					86	環境イベントの充実	・市制70周年記念事業 SUZUKA環境フェア2012を開催 ・公民館・幼稚園・小学校などで環境出前講座を開催 ・里山保全活動、自然観察会 ・夏の鈴鹿川体験イベント、パルーンフェスティバル、しぜんのがっこう、みえ環境フェア、鈴鹿川流域の環境展などのイベントに参加	・24年度においても、「環境」に関する様々な行事が行われており、市制70周年記念事業として「SUZUKA環境フェア2012」を鈴鹿ハンターにて開催、多数の来場者があり、市民の環境に関する意識の高まりを再認識するとともに、市内外の関係機関・団体との連携を図ることができた。25年度以降においても、関係機関・団体との連携を緊密にして各種行事、イベントへの積極的な参加を図っていく。	環境政策課	A
					87	庁内ペーパーレス化の推進	(電子決裁の普及促進)平成24年4月及び10月に、電子決裁率等進捗状況を掲示板に掲載し、電子決裁として利用するべき具体的な例を示して操作方法詳細等についても掲示板に掲載し、啓発指導した。	〈電子決裁の普及促進〉引き続き利用率が伸びるよう普及促進のため啓発指導をしていきたい。	市政情報課	A

担当課評価	A	実施結果において、目的・目標の達成・実現のための施策を着実に前進させている。(かつ、点検結果において的確な『点検』も行われ、継続的な改善に努めている。)
	B	実施結果において、目的・目標の達成・実現のための施策を着実に前進させたものとは言い難いが、点検結果において十分な『点検』が行われており、継続的な改善につながるとされる。
	C	実施結果、点検結果ともに不十分であり、目的・目標の達成・実現のための施策を前進させていない。

## 第2章 鈴鹿市の自然環境

### 第1節 鈴鹿市の自然概況

三重県の北部に位置する鈴鹿市は、北西部の鈴鹿山地域を軸に扇形に広がる台地、丘陵地、低地の東側には伊勢湾に面する長い海岸が続いており、自然環境は多様性に富んでいます。

平成16年度から3年間実施した自然環境調査では、多くの希少種を含む7,704種におよぶ動植物が記録され、また、「三重県レッドデータブック2005」掲載種のうち、準絶滅危惧種以上にランクする239種の生息・生育が確認されたほか、昆虫類ではハバビロコケシマグソコガネ、トウカイニンフジョウカイが新種記載されています。

このように、鈴鹿市は、多様な自然環境に多くの希少種を含む多様な生物が生息・生育している生物多様性に富んだ自然豊かなところです。

生きものや自然を守ること  
は、生態系の一員として共に生きるわたしたち人間の豊かな暮らしを守ることにつながっています。多様性に富んだ本市の自然を守りながら、その恵みを上手に利用する共生の知恵を未来に引き継いでいくためには、自然の中のわたしたち人間と生きものとのつながりに思いをめぐらせ、身近なフィールドで、少し視線をのばしたり、一歩前に進むことから始めることが大切です。



### 第2節 自然環境調査

平成15年度から平成24年度まで、専門家の方々を中心に、市民の方々にもご協力をいただき自然環境調査を実施してきました。

#### 1 鈴鹿市の自然—鈴鹿市自然環境調査報告書—

平成16年度から18年度まで3年間かけて、専門家を中心に、多数の市民にもご協力いただき自然環境調査を行った結果を「鈴鹿市の自然—鈴鹿市自然環境調査報告書—」としてまとめています。



## 2 新種のコガネムシが発見されました

鈴鹿市が平成16年度から18年度まで行った鈴鹿市の自然環境調査で、新種のコガネムシ、ハバビロコケシマグソコガネ（学名 *Myrhessus yorikoeae* Ochi, Kawahara et Inagaki（ミレレス ヨリコアエ オチ, カワハラ エットイナガキ））が発見されました。



## 3 大発見！鈴鹿市の自然－鈴鹿市の自然ガイドブック－

平成16年度から18年度の3年間にわたる自然環境調査をまとめた「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」をカラー写真やイラストを多数掲載し、分かりやすい内容に再編集し、「大発見！鈴鹿市の自然－鈴鹿市の自然ガイドブック－」として発刊しています。



## 4 鈴鹿川流域自然環境調査報告書

（鈴鹿市自然環境調査員養成講座報告書）

平成18年度から20年度までの3年間、自然環境調査を行える人材を育成することを目的に自然環境調査員養成講座を実施し、鈴鹿川流域で行った自然環境調査の結果を「鈴鹿川流域自然環境調査報告書」（鈴鹿市自然環境調査員養成講座報告書）としてまとめました。



## 5 重要生態系地域の自然環境調査報告書

平成20年3月に発刊した『鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－』の中で、複数の分野で『三重県レッドデータブック 2005』に掲載されている種や、学術的に貴重な種、三重県初記録種などが、生息・生育することが確認された地域の中で、特に生物相の構成が多様であるか、生息環境として重要として認められる地域について、「重要生態系地域」として紹介しています。

平成21年度から平成23年度の3年間にわたり、公募した市民調査員と専門家の協力により、「重要生態系地域」を中心に、各分野で調査対象を選定し、「重要生態系地域の自然環境調査」を行ない、平成24年3月に「重要生態系地域の自然環境調査報告書」としてまとめました。



### 第3節 里山保全

#### 1 里山とは

里山とは、人の手が加えられて、維持されてきた雑木林（コナラ林）、アカマツ林、竹林、スギ林など里山林を中心に、人々の暮らしと深くかかわってきた農山村地域のこと。

里山林の他には、耕作地（水田、畑）、水辺（小川、ため池）、それに人の住む集落があり、4点セットで里山になる。全部、人の手が加えられ、人によって作られたもので原生の自然には見られない独特の景観をもっています。

様々な林や水辺など変化に富んだ自然環境が存在する里山には、それぞれの自然環境に適した多様な生き物（植物、動物）がみられ、長い間、自然と人の営みによって築かれてきた里山はそこに住む生き物と人間がうまく共生してきたところでもあります。

鈴鹿市南西部では、丘陵地の谷筋に農地が帯状に連なっており、典型的な里山の風景が展開しており、平成16年から18年にかけて実施された「鈴鹿市自然環境調査」においては、鳥類や昆虫類などで希少種が確認されるなど、動植物の生息・生育地となっています。



#### 2 里山保全体験

鈴鹿市の南部丘陵地に位置する深谷公園は、昭和47年から平成9年3月までの25年余りにわたり、不燃ごみを対象とした「鈴鹿市一般廃棄物最終処分場」として埋立てを行っていた深谷処理場の跡地を整備し、平成18年に西側の8ヘクタールを一部供用し、平成21年3月に、東側の12.5haを開園し、併せて20.5haを全面開園しました。

この公園は、周辺の里山環境と調和しながら、園内には、多目的広場、自然観察園、お花見広場、芝生広場、遊具広場等を有し、市民の憩いの場所となっています。

斜面には、コナラ林、スギ林、竹林などの林が見られます。これらの林は50年程前までは薪炭林や農用林、建築用林など生産の場として利用されていましたが、今では、その目的を失って放置され、荒れたままの林となっています。

そこで、鈴鹿市の代表的な里山林の一つであるコナラ林をかつての明るい、多様な生き物の住むコナラ林に復元するために保全・施業計画を立て、計画に従った植生保全を実施することにしました。

平成22年度から開始したこの事業の活動記録は以下のとおりです。

### 第1回 平成22年4月24日（午前の部）

市役所本館 1203 会議室において、講師（桐生定巳さん（三重自然誌の会））から、かつての里山の姿、森林の移り変わりと伐採して再生するしくみ、手入れされなくなり荒れてしまった里山林の様子と姿を見られなくなった花についてお話しいただいたうえで、里山林を元気にする手法、今後行なう植生調査や間伐などの活動についての説明を行いました。



### 第1回 平成22年4月24日（午後の部）

同日午前の座学を踏まえ、午後には深谷公園に入り、現地の現況を観察したうえで、講師の指導のもと、10m×10mの方形区を2ヶ所とり、植生調査を行いました。



活動の中心となるコナラ林は、近年まで人の手が入っていたようで、ヒサカキやネズミモチなどの常緑樹は低木が多く、方形区の半分程度は日光が差し込んでおり、シユンランやコアジサイも見られました。

### 第2回 平成22年10月24日

4月に植生調査を行ったところを中心に、常緑樹の伐採を行いました。伐採した樹木は、深谷公園内でチップ化しています。



### 第3回 平成23年2月20日

昨年10月に間伐したところから範囲を広げて、常緑樹の伐採を行いました。伐採箇所は、さっぱりときれいになりました。



作業中



作業後

#### 第4回 平成23年7月10日（午前の部）

国府公民館において、講師（桐生定巳さん（三重自然誌の会））監修のもと作成した里山保全体験の施業計画「深谷公園における里山保全活用について」にもとづき、昨年4月に行った植生調査に重要生態系地域の自然環境調査のデータなどを加えた現存植生を踏まえ、地形などから、

①野生草花型林床（ササユリやキンラン、キキョウ、アキノキリンソウなどの花が見られるゾーン）、②野生花木型林床（ムラサキシキブやコバノガマズミ、カマツカなど秋に美しい実が見られるゾーン）、③雑木林型林床（落葉樹林のゾーン）の3つのタイプで構成する里山林に再生する施業計画などについて講義を受けました。



#### 第4回 平成23年7月10日（午後の部）

午前でレクチャーを受けた資料や植生図をもとに、深谷公園内を散策しながら、植生や希少な植物等の観察を行い、里山保全体験の施業区域では、施業計画図をもとに、3つのタイプの林床に管理するゾーン分けの確認や2月の間伐後の萌芽更新、希少種の育成状況などを観察しました。



#### 第5回 平成23年11月13日

昨年10月、今年2月に伐採したところは日光がよく入るようになっています。さらに範囲を広げて、常緑樹の伐採を行いました。今回は、お試しでチェーンソーを使って太いコナラ1本切ってみました。



#### 番外 平成23年12月12日

講師ほか数名で、しいたけの菌打ち用に、コナラを切りだし、原木を作りました。

#### 第6回 平成24年1月29日（午前の部）伐採

4回目の伐採になります。午後にきのこの菌打ち体験をすることもあり、史上最多30名オーバーの里山ボランティアが集結。常緑樹を綺麗さっぱりと伐採しました。



#### 第6回 平成24年1月29日（午後の部）シイタケの菌打ち体験

里山ボランティアさんたちのお楽しみとして、あらかじめ、昨年12月中にチェーンソーで間伐したコナラの大木を原木にシイタケの菌を打ちこみ、お持ち帰りしていただきました。いつも参加していただいている鈴鹿高校自然科学部の皆さんには若さを活かして、穴あけをしていただきました。



#### 第7回 平成24年3月4日 自然観察と次年度の活動の確認

あいにくの冷たい雨。作業はとりやめ、公園内の散策路を歩き、作業後の活動地を観察したあと、来年度以降の活動について、確認をしました。

これまで常緑樹の伐採などを行ってきた所を徐々に広げながら、当地に自生していた野生の草花や花木が見られるように整備していくほか、来年度以降は隣接する竹林のタケノコ踏みでコナラ林への竹の侵入を防ぐ取り組みも加えていくことにしました。現在活動している所が、ある程度、整備されたら、日当たりが良く、より多様な野生植物が復活する可能性が高い多目的広場沿いの場所へ活動場所を移すことも計画として打ちだされました。

また、観察会を年2回ほど実施することも提案されました。

#### 第8回 平成24年6月10日 自然観察会・初夏の深谷公園を訪ねて

里山ボランティアのメンバーに一般参加の方々も加わり、深谷公園の散策路に見られる草木の観察を行ないました。

お花見広場に咲くシロツメグサの花で植物の花の造りや生きるための戦略を学んだあと、アカマツ・クロマツやクリなど実のなる木の花や実など、シダ植物を観察し、その成長過程などを観察しました。



#### 第9回 平成24年11月18日 自然観察会・秋の深谷公園の歩き方

冷たい風が吹く中でしたが、里山ボランティアメンバーのほか、子ども連れなど一般参加の方々も含め、多くの方々に参加いただき、深谷公園の散策路を歩きながら植物（木の実・草の実など）と野鳥の観察を行ないました。

初夏に花を中心に観察した実のなる木のドングリなどの様子やひつつきむしの構造などを通して、植物が子孫をより広く・多く残すための戦略などについても学びました。また、野鳥の観察では、強風と冷え込みのため、あまり多くは見られませんでした。ヒヨドリが盛んに鳴き、6種ほどの鳥の姿や声を楽しみました。



### 第10回 平成24年12月1日（午前の部）伐採

今回から新たにイオン鈴鹿チアーズクラブの子供たちが加わりました。講師の先生より里山保全活動に関するレクチャーをいただき、常緑樹の伐採を行いました。



### 第10回 平成24年12月1日（午後の部）伐採とシイタケの原木づくり

午後からは里山ボランティアさんたちはシイタケの原木づくりを、イオン鈴鹿チアーズクラブの子供たちは、午前に引き続き常緑樹の伐採を行いました。



### 第11回 平成25年1月27日（午前の部）伐採

今まで伐採してきた場所からさらに範囲を広げ伐採を行いました。午後からはシイタケの菌打ちをすることもあり、約100名の里山ボランティアさんたちが集まりました。伐採後は、かなり明るくなりました。



### 第11回 平成25年1月27日（午後の部）シイタケの菌打ち体験

子供たちも大人のボランティアさんたちに教えてもらいながら、菌打ち体験を楽しみました。打ち込んだボタ木は、お持ち帰りしていただきました。



### 第12回 平成25年2月23日 伐採

明るくなった里山林から春にかけてイワカガミ、イチヤクソウ、コアジサイなどの花が咲くように、それが植生している箇所をマーキングして、笹を刈ったり、落ち葉をかき集めた。



### 第13回 平成25年3月16日 放置竹林の講義，竹の伐採

国府公民館で講師の先生より昔は人々の生活に密着した有用な植物であったが、生活の変化とともに、需要が減り続け、放置竹林化した経緯などの講義をしていただいたあと、深谷公園内で竹の伐採を行った。



### 第3章 鈴鹿市の環境測定データ

本市では、環境基本法に基づく環境基準（大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めたもの）および法律（振動規制法）を遵守するため、市内の環境測定を行い、測定データの蓄積と環境の把握を行っています。

#### 第1節 大気汚染

大気汚染に関する環境基準は、大気汚染に係る基準（二酸化窒素、浮遊粒子状物質等）、有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準、ダイオキシン類に係る環境基準、微小粒子状物質に係る環境基準があります。本市では、大気汚染物質（二酸化窒素）およびダイオキシン類について測定を行っています。

##### 1-1 二酸化窒素

二酸化窒素（環境基準が日平均値 0.04~0.06ppm ゾーン内又はそれ以下）は、物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成する物質です。高濃度で呼吸器に望ましくない影響を与えます。この物質について市内 17 地点で測定を行った結果、全ての地点について環境基準に適合していました。

測定地点	二酸化窒素	
	測定	環境基準適合状況
一ノ宮公民館	●	○
長太公民館	●	○
若松地区市民センター	●	○
石垣池公園	●	○
鼓ヶ浦公民館	●	○
消防署南分署	●	○
稲生地区市民センター	●	○
合川地区市民センター	●	○
国府地区市民センター	●	○
庄野地区市民センター	●	○
平田町駅前	●	○
算所保育所	●	○
鈴鹿市役所	●	○
加佐登地区市民センター	●	○
深伊沢地区市民センター	●	○
椿地区市民センター	●	○
石薬師地区市民センター	●	○

##### 1-2 ダイオキシン類

ダイオキシン類（環境基準が年平均値 0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）は、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質であり、環境中に広く存在しています。現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼です。通常の生活の中で摂取する量では、急性毒性を生じることはありません。この物質について市内 2 地点で年 2 回測定を行った結果、全ての地点について環境基準に適合していました。

測定地点	環境基準適合状況
深伊沢小学校	○
鈴鹿市役所西館	○

## 第2節 水質汚濁

水質汚濁に関する環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目；カドミウム他 全 27 項目)と、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目；BOD他 全 5 項目)の2つを定めています。健康項目については、公共用水域全般を一律に定めており、生活環境項目については河川・湖沼・海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け(類型指定)、それぞれの基準値(環境基準)を定めています。さらに健康項目には公共用水域および公共用水域の底質において、ダイオキシン類の基準が定められています。

### 2-1 一般河川の水質

類型指定河川(4河川8地点)を含めた17河川22地点においてそれぞれ年3回、水質調査を実施しました。環境基準のあてはめがある項目のうち5項目(BOD4項目、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素1項目)で超過していました。そのうち類型指定河川3河川においてのべ4回、BODが基準を超過していました。これは、生活排水等の河川への流出や、河川の水量減少によって滞留した影響によるものと考えられます。また類型指定無しの1河川において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が基準を超過していました。これは、生活排水等の河川への流出や窒素肥料の溶脱によるものと考えられます。

河川名	測定地点	環境基準類型	環境基準適合状況	
			健康項目	生活環境項目
安楽川	和泉橋	AA	× (大腸菌 <sup>※1</sup> )	× (BOD <sup>※2</sup> )
鈴鹿川	鈴国橋	A	○	○
	庄野橋	A	○	○
	第二頭首工	A	○	○
	鈴鹿橋	A	○	○
中ノ川	徳居橋	B	○	× (BOD)
	磯山潮止水門	B	○	× (BOD)
金沢川	金沢橋	C	○	○
御幣川	貢橋	—	○	—
八島川	八島橋	—	○	—
芥川	—	—	○	—
椎山川	—	—	○	—
蒲川	蒲川橋	—	○	—
浪瀬川	木田町地内	—	○	—
田古知川	田古知橋	—	○	—
堀切川	磯山四丁目	—	× (ホウ素 <sup>※3</sup> )	—
	御菌町地内	—	○	—
白子川	千貫橋	—	○	—
一本木川	南長太町地内	—	○	—
二本木川	二本木橋	—	○	—
椋川	—	—	○	—
釜屋川	—	—	○	—

※注 1 大腸菌…水中に含まれる大腸菌群を数値化したものを大腸菌群数といい、水質汚濁の指標に用いられる。

※注 2 BOD…水質の汚濁指標となる値。微生物が有機物を分解する際に必要とする酸素量。値が小さいほど水質が良好。

※注 3 ホウ素…植物の必須元素の一つであり、人が大量に摂取すると食欲不振になるなど、人の健康に影響を与えるおそれがある物質。

### 2-2 河川水質および河川底質のダイオキシン類

ダイオキシン類(環境基準が水質；年平均値 1pg-TEQ/l 以下、底質；年平均値 150pg-TEQ/g 以下)は、物の焼却の過程などで自然に生成してしまう物質であり、環境中に広く存在しています。河川水質および河川底質のダイオキシン類の原因の一つとして、農薬不純物由来と思われるダイオキシン類の河川への流出が考えられます。この物質について市内4河川年1回測定を行った結果、全ての地点について環境基準に適合していました。

河川名	測定地点	環境基準適合状況	
		水質	底質
堀切川	堀切橋	○	○
二本木川	二本木橋	○	○
一本木川	宮後橋	○	○
北長太川	北長太橋	○	○

### 第3節 騒音・振動

#### (1) 一般環境騒音

騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。本市では、環境騒音のうち、一般地域（道路に面する地域以外）における騒音の状況の把握を行うため市内3地点において年1回測定を行った結果、1地点の夜間の時間帯において、環境基準を超過していました。これは、測定地点に近い道路における自動車騒音の影響と考えられます。

測定地点	地域の類型	環境基準適合状況	
		昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌日午前6時)
鼓ヶ浦公民館	A	○	○
勤労青少年ホーム	B	○	×
郡山公民館	C	○	○

#### (2) 道路交通振動

また振動については、振動に係る環境基準は定められていないため、振動規制法に定められている道路交通振動の限度に対する適合状況を把握しています。市内2地点において年1回測定を行った結果、全ての地点について適合していました。

測定地点	区域の区分	環境基準適合状況	
		昼間 (午前8時～午後7時)	夜間 (午後7時～翌日午前8時)
鈴鹿庄野郵便局（主要地方道鈴鹿環状線）	第1種区域	○	○
白子地区市民センター（国道23号線）	第2種区域	○	○

#### (3) 面的評価支援システムにおける騒音測定

平成24年度から地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により騒音規制法第18条の自動車騒音の常時監視を市が行う事務となったため、騒音規制法第18条に基づく測定等を行いました。一般国道23号の地点において交通量が多いため基準を超過しました。

道路名	用途地域	測定地点	車線数	時間区分	等価騒音レベル LAeq (dB)	環境基準		要請限度	
						基準値 (dB)	適合状況	基準値 (dB)	適合状況
一般国道23号	準工業地域	南玉垣町	4	昼間	75	70	×	75	○
				夜間	72	65	×	70	×
四日市楠鈴鹿線	第1種住居地域	下箕田町	2	昼間	70	70	○	75	○
				夜間	64	65	○	70	○
千代崎港線	第1種中高層住居専用地域	岸岡町	2	昼間	63	70	○	75	○
				夜間	54	65	○	70	○
白子停車場線	商業地域	白子本町	2	昼間	56	70	○	75	○
				夜間	46	65	○	70	○
国府白子停車場線	商業地域	白子駅前	2	昼間	62	70	○	75	○
				夜間	56	60	○	70	○

## 第4章 環境学習

### 第1節 啓発事業

私たちは、環境を介して将来の世代とつながっています。子孫が私たちと同じように地球上で生活していけるようにすることが、私たちに課された使命なのです。

本市においては、地域の環境をより良くし、未来を担う子供たちがより良い環境で過ごせるように、啓発事業に取り組んでいます。

環境を保全していくためには、行政、市民、事業者が協働して取り組んでいく必要があります。今後も快適な環境の創造と持続可能な社会づくりを目指し啓発に努めていきます。

#### ① 平成24年度 環境啓発事業（環境政策課関連）

開 催 日	場 所	イ ベ ント	主 催 者
5月17日	郡山小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
5月28日	玉垣幼稚園	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
6月2日	市内スーパー	地球温暖化防止活動	鈴鹿市
6月6日、8日	庄内小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
6月14日	栄小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
6月22日	庄内小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
6月27日	市立公共施設	ライトダウンキャンペーン	鈴鹿市
7月9日	鼓ヶ浦小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
7月10日	愛宕公民館	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
7月11日	市立公共施設	ライトダウンキャンペーン	鈴鹿市
7月21日	井田川公民館	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
7月25日	合川公民館	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
7月26日	栄公民館	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
7月27日	箕田公民館	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
7月30日	神戸公民館	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
7月31日	郡山公民館	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
8月5日	若松公民館	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
8月15日	市立公共施設	ライトダウンキャンペーン	鈴鹿市
8月21日	久間田町民会議	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
8月22日	牧田公民館	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
9月12日	市立公共施設	ライトダウンキャンペーン	鈴鹿市
9月15日～17日	鈴鹿川河川緑地	バルーンフェスティバル	鈴鹿市
9月27日	清和小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
10月4日	栄小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
10月5日	神戸小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
10月9日	郡山小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
10月11日、15日	神戸小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
10月16日	庄内小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
10月17日	郡山小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
10月28日	若松地域づくり	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市

11月6日	清和小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
11月9日	清和公民館	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
11月14日	鼓ヶ浦小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
11月29日	創徳中学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
12月2日	津メッセウイング	みえ環境フェア 2012	三重県地球温暖化防止活動推進センター
12月6日	庄内小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
1月12日, 13日	鈴鹿ハンター	鈴鹿川流域の環境展	やすらぎくんネット
1月22日	庄内小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
1月25日	天名小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
1月29日, 2月6日	庄内小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
3月1日	白子公民館	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
3月14日	栄小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市
3月21日	郡山小学校	地球温暖化防止出前講座	鈴鹿市

## ② Suzuka<sup>エコツ</sup>EC02プロジェクト

これまで、平成21年度から3年間、市民参画による地球温暖化防止の取組みとして、家庭でCO<sub>2</sub>削減を実践する鈴鹿市地球温暖化防止実践活動奨励制度（Suzuka-EC02プロジェクト）を実施してきました。

今後は「家庭」という単位から「地域」という単位に裾野を広げることで、これまで以上に掘り下げた啓発を行っていきます。具体的には、市内小学校を対象に年間3回（1学期ごとに1回）、三重県地球温暖化防止活動推進センター推進員を講師に迎え授業（90分程度）を行います。

授業の構成は、講演・それに関連する実験を基本とします。また、各家庭で地球温暖化防止に取り組むためにSuzuka-EC02プロジェクトシート（環境家計簿）を配布します。なお、Suzuka-EC02プロジェクトシート（環境家計簿）は、取組終了後に環境政策課にて集約および集計を行います。

### 【期間】

平成24年4月～平成25年2月

### 【対象】

鈴鹿市立郡山小学校 4学年（生徒数49人）

鈴鹿市立栄小学校 4学年（生徒数35人）

### 【環境出前授業実施概要】

実施時期	内容	開催場所
5月 17日	買い物ゲーム	郡山小学校
6月 14日	電気製品の電力調べ	栄小学校
10月 4日	食と農業	栄小学校
10月 17日	CO <sub>2</sub> の実験	郡山小学校
3月 14日	灯りの変遷・廃油キャンドル	栄小学校
3月 21日	灯りの変遷・廃油キャンドル	郡山小学校

【Suzuka-ECO2プロジェクトシート（環境家計簿）提出件数】

鈴鹿市立郡山小学校 前期11件（22.4%）、後期34件（69.4%）  
 鈴鹿市立栄小学校 前期33件（94.3%）、後期31件（88.6%）

第2節 自然環境に関する啓発活動

市民の方々に、自然環境について身近に学ぶ場として、平成24年度は市内で行われる各イベント時や、市内スーパーの展示スペースなどを借りて、啓発パネルの展示、体験型ブースを中心とした啓発活動を行いました。

啓発パネルには鈴鹿市内の自然を映したパネルを展示し、体験型ブースには自然観察会里山で伐採してできた廃材を利用したキーホルダー作りなどを行いました。

平成24年度 展示等実施概要

実施時期	イベント名（内容）	会場
4月 14～15日	三重県植木まつり （廃材を利用したキーホルダー作り）	フラワーパーク
6月 2日	Suzuka 環境フェア 2012 （廃材を利用したキーホルダー作り・鈴鹿川の魚の水槽展示）	鈴鹿ハンター
8月 19日	第12回夏の鈴鹿川体験（廃材を利用したキーホルダー作り）	鈴鹿川河川緑地
9月 15～17日	鈴鹿バルーンフェスティバル 2012（廃材を利用したキーホルダー作り）	鈴鹿川河川緑地
12月 2日	みえ環境フェア 2012（パネル展示）	メッセウイング三重
1月 12～13日	鈴鹿川流域の環境展	鈴鹿ハンター
3月 24～25日	三重しぜん文化祭 in おわせ （自然環境啓発活動）	三重県熊野古道センター

第3節 自然観察会

市民の方々を対象に、市内の自然に親しみ、その保全への関心を高めていただくことを目的として、自然観察会を実施しています。平成24年度は、平成22年度から行っている、里山を保全するための体験学習を中心として実施しております。平成25年度以降もこれまでの内容を発展させながら継続していく予定です。

また、伐採した樹木については深谷公園内でチップ化するか、自然啓発イベントにおいて廃材を利用したエコ工作などに使用しております。

実施時期	内容	開催場所
6月 10日	初夏の植物を中心に自然観察	深谷公園
7月 21日	野鳥の自然観察	鈴鹿青少年の森
11月 18日	植物・野鳥を中心に動植物の観察	深谷公園
12月 1日	里山についての体験学習・椎茸の原木作り（第一回）	深谷公園
1月 27日	里山についての体験学習・椎茸の菌打ち（第二回）	深谷公園
2月 2日	野鳥の自然観察	白子漁港
2月 23日	里山についての体験学習（第三回）	深谷公園
3月 16日	里山についての体験学習（第四回）	国府公民館・深谷公園

# 資料

鈴鹿市しあわせ環境基本条例

# 鈴鹿市しあわせ環境基本条例

(平成11年鈴鹿市条例第1号)

わたしたちのまち鈴鹿は、恵まれた自然環境と調和した「緑の生産都市」として着実に発展してきた。

しかしながら、近年の社会経済活動の拡大、都市化の進展、生活様式の変化などに伴い、本市においても従来の環境行政の枠組みだけでは対応が困難な都市型、生活型の公害や身近な自然の減少などの問題が顕在化し、さらに個人、都市の活動そのものが直接、間接に地球規模で環境に影響を与えており、このことが人類を含めた地球上のすべての生物の持続的な生存にかかわる重大な問題となってきたため、新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で文化的な生活を営むために必要な安心で良好な環境を享受する権利（以下「環境権」という。）を有すると同時に、このような環境を維持し、発展させ、次世代に引き継いでいく義務を有する。

この認識の下、わたしたちは、市、市民及び事業者の協働によって、人と自然、人と人が健全に共生する快適な環境を確保するとともに、市民の環境権の保護に努めるため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）の精神にのっとり、環境の保全形成について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全形成に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民のしあわせな生活に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「望ましい環境」とは、健康で文化的な生活を営むために必要な安心で良好な環境をいう。

2 この条例において「環境の保全形成」とは、望ましい環境を保全するとともに、積極的に形成していくことをいう。

3 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全形成上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全形成は、すべての市民の取組により望ましい環境を確保するとともに、その環境及びその環境を確保することの意義を次世代へ引き継いでいくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全形成は、環境への負荷によって環境が損なわれるおそれが生じていることにかんがみ、人を含めた自然の生態系の多様性を尊重し、自然環境の維持、保全、整備、回復及び活用を図るとともに、人と自然、人と人が健全に共生していくことができる社会の実現を目指すことを目的として行われなければならない。

3 環境の保全形成は、エネルギーの有効利用、廃棄物の再資源化の促進その他の環境の保全形成に関する行動により、循環型社会を築き上げることを目的として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民及び事業者と協働し、環境の保全形成に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、自ら行う施策の実施に際し、環境への負荷の低減及び影響に配慮し、環境の保全形成に努めなければならない。

3 市は、広域的な環境の保全形成のため、国、県及び他の地方公共団体と協力し、環境の保全形成に関する施策の推進に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市及び事業者と協働し、環境の保全形成に努める責務を有する。

2 市民は、基本理念にのっとり、自主的かつ積極的にその日常生活における環境への負荷の低減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市及び市民と協働し、環境の保全形成に努める責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、自主的かつ積極的にその事業活動による環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、環境の保全に関する情報について積極的に公開に努めなければならない。

(施策の策定等に係る基本方針)

第7条 環境の保全形成に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲

げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人と自然の共生のため、大気、水、土壌等環境の自然的構成要素を良好な状態に維持、保全及び回復を図るとともに、生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に努めること。
- (2) 人と人が共生できる社会の構築のため、人と自然にやさしい、うるおいとやすらぎのあるまちづくりを推進すること。
- (3) 資源及びエネルギーの消費抑制及び有効利用を図ることができる循環型社会を構築すること。
- (4) 自発的及び体験的学習を重視した環境の保全形成に関する教育及び学習機会の提供に努めること。

#### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鈴鹿市しあわせ環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全形成に関する目標及び施策の方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ次条に規定する鈴鹿市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (環境審議会)

第9条 法第44条の規定に基づき、鈴鹿市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全形成に関する基本的事項

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 環境の保全形成に関し学識経験を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(年次報告書)

第10条 市長は、環境の状況、環境の保全形成に関して講じた施策について、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

(情報の収集及び提供)

第11条 市長は、環境の保全形成に関する情報の収集及び提供に努めなければならない。

(自発的な活動の促進)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの者が構成する民間の団体（以下「民間団体」という。）による自発的な環境の保全形成に関する活動の促進に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第13条 市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全形成に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

2 市は、市民、事業者、民間団体等の参加及びこれらのものとの協働により、環境の保全形成に関する施策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第14条 市は、環境の保全形成に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年6月5日から施行する。

## 鈴鹿市の環境

平成24年度版

平成25年12月発行

編集発行：鈴鹿市環境部環境政策課

〒513-8701

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

電話 059-382-1100

e-mail kankyoseisaku@city.suzuka.lg.jp

ホームページアドレス <http://www.city.suzuka.lg.jp/>